

意見招請に関する公示

(参考見積書のみ)

次のとおり実施要領を作成しましたので、意見を招請します。

2026年9月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

- 業務名称： 金融リスク管理・規制対応調査及び高度化アドバイザー業務
調達管理番号： 26a00777
- 意見の提出方法
(1)提出期限： 意見招請実施要領 1. 2) のとおり
(2)提出先： 意見招請実施要領 1. 1) のとおり
- その他： 「意見招請実施要領」のとおり。

以 上

意見招請実施要領

(参考見積書のみ)

業務名称： 金融リスク管理・規制対応調査及び高度化
アドバイザー業務

調達管理番号： 26a00777

2026年9月11日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

独立行政法人国際協力機構では
金融リスク管理・規制対応調査及び高度化アドバイザリー業務
について、一般競争入札（総合評価落札方式）（電子入札システム利用）
により受注者を選定する予定です。
つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する参考見積を依頼することとしましたので、下記要領により参考見積書の作成・提出にご協力願います。

1. 部署・日程等

- 1) 窓口
国際協力調達部 契約推進第三課
電子メール宛先：e_sanka@jica.go.jp

2) 日程

項目	提出期限、該当期間	備考
参考見積書の提出	2026/9/30(水) 正午（必着）	

2. 業務仕様書（案）等の配布・閲覧

該当なし。

3. 参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼

参考見積書の作成・提出にご協力をお願いします。

- 1) 提出期限：1. 2) 日程参照
メールの件名：【参考見積書】 26a00777 _（法人名）
- 2) 提出先：1. 1) 記載の電子メール宛先
- 3) 提出書類：電子データ（PDF等）でご提出ください。
- （ア）当機構メールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可のため、他の形式でお送りください。
- （イ）見積書には、会社名、住所、担当者名、電話番号（在宅であれば携帯電話）をご記入ください。社印の押印は省略可とします。
- （ウ）見積書のファイル名もメール件名と同じにしてください。
- 4) その他：
- （ア）参考見積書の作成方法について
参考見積書の作成にあたっては、様式は任意としますが、別紙2の参考様式を用いて積算してください。
- （イ）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

4. その他関連情報

電子入札について JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

- 1) 認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備 詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週間かかります。
- 2) 団体情報の登録及び「業者番号」の入手 電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要 となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

[JICAHPリンク：団体情報の登録について](#)

- 3) 電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

[JICAHPリンク：電子入札システム ポータルサイト](#)

- 4) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

以 上

別紙 1： 第 2 業務仕様書（案）

別紙 2： 第 4 経費の積算にかかる留意点（案）（積算様式（案）含む）

業務仕様書（案）

1. 業務の背景

国際協力機構（以下「当機構」という。）有償資金協力勘定（以下、「有償勘定」という。）においては、同勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図るべく、統合的リスク管理業務を実施している。統合的リスク管理業務は総務部金融リスク管理課（以下、「当課」という。）が主管しており、管理の対象範囲とするリスクは信用リスク、市場リスク（市場性信用リスクを含む）、流動性リスク、オペレーショナルリスクと多岐に亘る。

特に信用リスク、市場リスクについては、様々な測定・モニタリング手法を駆使しながら業務を実施している。

統合的リスク管理業務については金融に関する国内外の各種規制の影響を大きく受ける。バーゼルⅢ、IFRS 導入、金融検査マニュアルの廃止、気候・自然リスクに対する金融リスク管理、サステナビリティ開示基準の整備状況等、同業務に今後影響を与える 이슈は多数存在する。同様に、統合的リスク管理業務及び各リスクに関する識別／測定／モニタリング手法についても、金融工学の進化や新たな理論の導入等に伴い日々進化している。このため、国内外の各種金融規制や他金融機関の動向を踏まえ、当機構のリスク特性に照らした影響分析を行った上で、リスク管理態勢・リスク管理手法の見直しや高度化の判断が求められる。その過程においては、当該分野につき豊富な専門知識・経験とネットワークを有する外部専門家の業務支援を得て、多岐に亘る情報ソースより効率的に情報収集・分析を行い、その上で適切な対応を検討することが有効である。また、リスクの測定・モニタリングは複数のシステムやプログラミング等を使用したデータ処理によって定量的・数学的に行われており、その高度化の検討には高度な専門知識が必要となる。金融の専門性に加え定量分析のスキル（金融工学、データ分析）を有する外部専門家の助言を得て、リスクの識別、測定及びモニタリングが適切に行われることに万全を期する必要がある。

2. 業務の目的

本業務では、当機構の行う有償勘定の統合的リスク管理業務に関連する国内外の各種規制対応に関する調査を行うとともに、リスク管理業務の高度化に向けたレビュー・助言を行う。

3. 業務の期間

2027 年 1 月から 2028 年 12 月（24 ヶ月を予定）

4. 業務の対象と内容

受注者の実施する業務内容は次のとおり。

（1）高度化助言

- ・ 年度を通じて生じる各種検討課題につき、当機構（当課及び関係部署（企画部、財務

部))の依頼に基づき、レビュー及び助言を行う。

- ・ レビュー・助言内容を報告書の形で取り纏めて当機構に対して提出する。また、必要に応じて、面談（またはウェブ会議）を設ける。
- ・ 必要に応じて、受注者は事前に当機構と協議の上定めたテーマ（下記の中の特定のイシュー）について、当機構職員を対象としたセミナーを実施する（年1回程度）。

(1-1) 金融リスク管理手法の高度化

- ① リスク管理に関する新たな手法・アプローチ：市場における導入状況を踏まえた、当機構における導入の是非の検討
- ② 当機構で現在検討・実施している手法・アプローチ：改善・高度化・関連する新たなアプローチの導入の検討
- ③ 各リスク（市場、信用、流動性、オペレーショナル等）の識別／測定／モニタリングに関する新たな手法・指標：市場における導入状況を踏まえた、当機構における導入の是非の検討

(1-2) リスク・ガバナンスの高度化

- ① 3 lines of defense の定着に向けた他金融機関のベスト・プラクティスの紹介
- ② リスク・アペタイト・フレームワークなど他金融機関におけるリスク管理の枠組みに係るベスト・プラクティスの紹介
- ③ リスク・カルチャー醸成に向けた他金融機関のベスト・プラクティスの紹介
- ④ 各リスク及び統合的リスクの状況等にかかる開示・報告・当機構内共有の方法に係る助言
- ⑤ 統合的ストレステストのシナリオ検討方法に係る助言
- ⑥ デリバティブ評価を含む当機構で用いているシステムのロジック検証
- ⑦ リスク資本配賦の検討方法に係る助言

(1-3) 市場リスク管理

以下を含むイシューにつき、既往のリスク管理手法を批判的に点検し、改善・新たな手法の導入等を行う場合には、その方法や手順等につき助言を行う。以下（2-4）以降についても同じ。

- ① 金利リスクヘッジ：リスク量・ヘッジ量の定義及び測定方法、ヘッジ方針策定、ヘッジ取引の実施及びモニタリング
- ② ストレステスト等のシナリオ分析
- ③ 市場リスク量の識別／測定手法、測定の実施
- ④ 為替リスクヘッジ：測定、モニタリング、リスク管理手法
- ⑤ ALM、財務シミュレーション
- ⑥ ヘッジ取引に伴う会計・決算処理に関する事項（ヘッジ会計適用及び有効性検証等）

(1-4) 市場性信用リスク管理

- ① 個別取引相手先及びポートフォリオ全体の市場性信用リスクのモニタリング／管理手法
- ② 市場性信用リスク管理に関連する手続・制度（担保管理、清算集中等）

(1-5) 信用リスク管理

- ① 内部信用格付制度や資産自己査定制度の運用
- ② 個別与信先の信用リスク量の測定、モニタリング
- ③ 大口与信及び与信ポートフォリオの管理
- ④ 与信ポートフォリオ全体での信用リスク量の測定手法、測定の実施
- ⑤ メザニン・ファイナンス、ファンド出資等のシニア・ローン以外の信用リスク量の測定方法、ポートフォリオ管理方法
- ⑥ 貸倒引当金の見積り方法

(1-6) 外貨業務

外貨建て融資手法（外貨建て借款、外貨返済型借款、外貨建て海外投融資等）、外債発行等による外貨資金調達に伴い生ずる外貨資金／外貨建て資産／外貨スワップのリスク管理につき、上記（1-3）～（1-5）及び流動性リスク等に関する諸論点の検討

(1-7) 新手法

新手法（有償資金協力勘定における金融手法のうち、当機構にとって新たな手法を用いた業務又は既存の金融手法の条件若しくは手続きの変更を伴うものであって、当機構が負うリスクの特性若しくは程度に変更を伴う業務）の導入にあたり、内在する各種のリスク及びそれに対する対処方針の検討

(1-8) 金融関連規制対応

新たな金融関連規制の当機構の有償資金協力業務に与える影響分析、当機構における導入の是非の検討。

（２）規制対応調査

国内外の金融関連規制（金融庁、FSB、BIS、IFRS による諸規制、気候・自然変動リスクにかかる諸規制等）につき、規制の内容、議論の進展状況及び市場における導入状況（他金融機関（銀行、生保等））について、月次で調査を行う。調査は規制当局等のレポート、各種文献、金融指標等の情報収集を中心に必要に応じて関係者へのヒアリングを基に実施することを想定する。調査結果を報告書の形で取り纏めて当機構に対して提出する（月１回）。具体的なテーマや報告書の構成は業務開始後、当課との調整により決定する。

想定されるテーマ、報告書の構成（例）は、次のとおり。

(2-1) 金融関連規制等動向

- ① 当機構の金融リスク管理業務に影響のある金融規制や金融リスク管理手法に関する動向（金融庁、FSB、BIS、IFRS 等）についての情報収集、業務への示唆
- ② 当機構の金融リスク管理業務の高度化に繋がる他の国際金融機関、援助機関の記入管理の手法

(2-2) 気候・自然リスク規制、情報開示の動向

- ① 気候・自然リスクに関する金融規制動向（金融庁、BIS 等）
- ② サステナビリティ開示基準（SASB/SSBJ、ISSB、GRI、TCFD・TNFD 等）の整備状況
- ③ 他の国内金融機関、援助機関のシナリオ分析手法

- ④ 他の国内金融機関、援助機関の開示状況等
 - A) 有価証券報告書における開示の動向
 - B) サステナビリティレポート／統合報告書における開示の動向
 - C) その他プレスリリースでの関連事項などの概要及びリンクの整理
- ⑤ その他、当機構のポートフォリオ特性に鑑み重要と思われる事項（マテリアリティ）に関する助言

(2-3) 市場動向・見通し分析

(2-4) その他、当機構のリスク管理業務に必要、有用と思われる事項

5. 受注者等の条件

- (1) 共同企業体の結成：可
- (2) 再委託：否

6. 業務従事者の担当分野・要員配置・業務量の目途

(1) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

本業務を実施するにあたり、業務従事者の構成分野は以下を想定しているが、業務内容を考慮の上、担当分野の変更・追加または分離が必要と考える場合、下記（2）に定める業務量を超えない範囲において明確な理由とともに技術提案書にて提案すること。

業務主任者がその他業務従事者の業務内容及び質の管理を行うものとする。当機構は本業務の実施に必要な依頼・指示を業務主任者に対して行う。

ア) 総括/金融リスク管理：

金融機関における統合的リスク管理、金融規制対応の業務経験、または専門知識を有すること。公的金融機関、独立行政法人、または一般・その他金融機関に対して、業務仕様書の業務内容に類似した業務従事経験があること。

イ) リスク計量化手法：

金融工学や確率解析等の専門的知識及び市場リスク管理、デリバティブ取引の業務経験または専門知識を有すること。公的金融機関、独立行政法人、または一般・その他金融機関に対して、業務仕様書の業務内容に類似した業務従事経験があること。

(2) 業務量の目安

960 人時（月当たり 40 人時）

うち、4.（2）規制対応調査業務は 288 人時

但し、本契約期間中に同業務量を保証するものではない。

7. 費用の積算方法

経費の積算にあたっては、本仕様書に記載されている業務の内容を十分理解したうえで、人件費単価（円／人時）を設定し、6.（2）の業務量の目安に基づき算出した要員の時間数を乗じて合計を求め、必要な業務の報酬の総額を積算する（別紙 1 参照）。

8. 支払い条件

(1) 経費の精算

単価契約の形態を取り、受注者が行う調査、レビュー及び助言に要した作業の時間（以下、「作業時間」という）に、予め定める単価を乗じた金額を当機構は受注者に対して支払う。受注者は、業務実施内容に基づく経費精算報告書（各業務従事者の作業時間の報告を含む）を四半期毎に提出し、当機構は検査の上、精算金額を確定し通知する。受注者は、同通知受理後速やかに請求書を発行する。なお、この場合において、四半期とは、4月から翌3月までを3ヵ月ごとに4分割した期をいう。

(2) 経費の支払い

受注者からの請求に基づき、当機構は（1）にて確定した精算金額を支払う。

9. 業務提出物・成果品等

(1) 受注者は、契約締結後、下記提出物を提出すること。

提出物	提出期限	内容
業務実施計画書	契約締結日から起算して 10 営業日以内	下記内容を記載すること。 1 業務の概要（簡潔に） 2 実施方針（上記 4.への対応方針を記載すること） 3.要員計画（各業務従事者とその担当役割、これまでの略歴や経験、バックアップ体制等）

(2) 受注者は、成果品として、下記リストに記載されたものを提出すること。

提出物	提出頻度／期限	内容
業務実施報告書及び経費精算報告書（四半期）	四半期／四半期終了後速やかに、または当機構の指定する期限までを想定。	上記 4.（1）
業務実施報告書（月次） （※）	月次／翌月 10 営業日以内を想定。	上記 4.（2）

（※）報告書 1 件あたりの目安は A4 判 2～3 ページ程度。

10. 特記事項

受注者が、当機構が発注する他の業務（監査業務等）を受託している場合、当該業務と本業務の間に、利害相反またはある同一の検討事項について見解・助言に相違が生じることが発生するおそれがないこと。

以 上

第 4 経費に係る留意点（案）

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

（1）経費の費目構成

1）業務の対価（報酬）

業務単価（円/人・時＝直接人件費＋一般管理費）

なお、少額交通費、報告書印刷代等の一般管理費等は、上記の単価に含めて設定して下さい。

（2）入札金額

「第 1. 入札手続き 1 2. 入札書（6）」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

成果物等の検査の結果、合格した場合に発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

3. その他留意事項

- （1）受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以 上

積算様式（案）

1. 業務の対価（報酬）（税抜）

業務内容	単価（人・時）	時間数	金額（円）
業務統括者／金融リスク管理			
リスク計量化手法			
合計		960	

2. 合計（税抜） 1. = 円 （入札金額）

3. 消費税 1. ×10% = 円

4. 合計（税込） 1. +2. = 円